

子育てのための施設等利用費 請求時必要書類一覧

【はじめに】

- ・施設等利用費の請求の際は、以下の書類をご提出ください。
- ・月極など、定期的に利用する児童分の請求については、原則、施設で請求書類のとりまとめをお願いします。
- ・以下に記載の書類番号は、「施設等利用費請求書類（エクセル）」のシート番号をさしています。

施設類型	事業類型	必要書類
保育所	一時預かり事業	<p>★償還払い(利用者の直接請求)の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・【4】「施設等利用費請求書(償還払い用)認可外等」 ・【5-2】「特定子ども・子育て支援の提供に係る領収証兼提供証明書」 <p>又は</p> <ul style="list-style-type: none"> ・【4】「施設等利用費請求書(償還払い用)認可外等」 ・【5-3】「特定子ども・子育て支援提供証明書」+【施設独自】領収書
地域型保育事業	一時預かり事業	<p>★法定代理受領(施設の代理請求)の場合 ※減免対象者のみ使用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・【3-1】「施設等利用費請求書(法定代理用)一時預かり事業」 ・【3-2】「施設等利用費請求金額内訳書(一時預かり用)」 ・【3-3】「特定子ども・子育て支援提供証明書」(新潟市へ提出) ・【5-3】「特定子ども・子育て支援提供証明書」(利用者へ提供)
認定こども園	一時預かり事業	<p>※法定代理受領の場合、新潟市への提供証明書は1枚にまとめて可(一人別の添付は不要)</p> <p>※無償化対象外費用(飲食物など)が発生する場合は、その分について利用者に領収証の発行が必要。</p>
	預かり保育事業	<p>★償還払い(利用者の直接請求)のみ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・【2】「施設等利用費請求書(償還払い用)預かり保育」 ・【5-2】「特定子ども・子育て支援の提供に係る領収証兼提供証明書」 <p>又は</p> <ul style="list-style-type: none"> ・【2】「施設等利用費請求書(償還払い用)預かり保育」 ・【5-3】特定子ども・子育て支援提供証明書+【施設独自】領収書
新制度幼稚園	預かり保育事業	<p>★償還払い(利用者の直接請求):未移行幼稚園の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・【2】「施設等利用費請求書(償還払い用)預かり保育」 ・【5-1】特定子ども・子育て支援の提供に係る領収証兼提供証明書 <p>又は</p> <ul style="list-style-type: none"> ・【2】「施設等利用費請求書(償還払い用)預かり保育」 ・【5-3】特定子ども・子育て支援提供証明書+【施設独自】領収書
未移行幼稚園	預かり保育事業	<p>★法定代理受領(施設の代理請求)のみ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・【1-1】施設等利用請求書(法定代理受領用) ・【1-2】施設等利用費請求金額内訳書(新制度未移行幼稚園用) ・【1-3】特定子ども・子育て支援提供証明書(新潟市へ提出) ・【5-3】特定子ども・子育て支援提供証明書(利用者へ提供) <p>※新潟市への提供証明書は1枚にまとめて可(一人別の添付は不要)</p> <p>※無償化対象外費用(保育料及び入園料の月割額)が月25,700円を超える場合は、その差額分については利用者に領収証の発行が必要です。</p> <p>※別途「債権者コード登録書」にて事前に債権者登録をお願いします。</p>
	幼稚園(教育課程)	
認可外保育施設	認可外保育施設	<p>★償還払い(利用者の直接請求)のみ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・【4】「施設等利用費請求書(償還払い用)認可外等」 ・【5-2】特定子ども・子育て支援の提供に係る領収証兼提供証明書 <p>又は</p> <ul style="list-style-type: none"> ・【4】「施設等利用費請求書(償還払い用)認可外等」 ・【5-3】特定子ども・子育て支援提供証明書+【施設独自】領収書
病児保育施設	病児保育施設	<p>★償還払い(利用者の直接請求)のみ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・【4】「施設等利用費請求書(償還払い用)認可外等」 ・【5-2】特定子ども・子育て支援の提供に係る領収証兼提供証明書 <p>又は</p> <ul style="list-style-type: none"> ・【4】「施設等利用費請求書(償還払い用)認可外等」 ・【5-3】特定子ども・子育て支援提供証明書+【施設独自】領収書
子育て援助支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)	子育て援助支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)	<p>★償還払い(利用者の直接請求)のみ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・【4】「施設等利用費請求書(償還払い用)認可外等」 ・【6】活動報告書
その他	上記のいずれかに該当する事業	該当する事業類型の書類

※代表保護者と異なる名義の口座に給付請求する場合は、上記加えて代表保護者の委任状が必要です。